

## 下野市公民館 Wi-Fi ルーター貸出利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、下野市（以下「本市」という。）が設置する公民館利用者の利便性の向上を図るため、公民館が行う Wi-Fi ルーター（以下「ルーター」という。）の貸し出しについて必要な事項を定めるものとする。

### (対象公民館)

第2条 本規約による貸出の対象とする公民館は、南河内公民館、南河内東公民館及び国分寺公民館とする。

### (対象者・利用場所等)

第3条 ルーターの利用場所及び利用時間は、公民館の施設の利用許可を受けた者（以下、「施設利用者」という。）が利用許可を受けた施設及び時間の範囲内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

### (借用申請)

第4条 ルーターの借用を希望する者は、書面その他館長が定める方法により、施設の利用許可を受けた公民館の館長に、申請しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者にルーターを貸し出すものとする。

3 館長は、ルーターの貸し出しにあたって、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

### (利用料)

第5条 ルーターの貸出及び利用は、無料とする。

### (禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本市又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為。
- (2) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為。
- (3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、館長が不適切と認める行為。

### (利用承認の取消し等)

第7条 館長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この規約の規定に違反したとき。

- (2) 利用の承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の承認を得たとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が特に必要と認めるとき。

(損害賠償)

第8条 利用者は、故意若しくは過失によりルーターを損傷し、又は滅失したときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 第6条の規定に該当する利用者の行為によって本市、施設利用者及び第三者に損害が生じたときは、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(貸出の休止・中止)

第9条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ルーターの貸出を休止又は中止できるものとする。

- (1) ルーターの故障、紛失等、やむを得ない事由があるとき。
- (2) 公用又は公共用のために使用する必要があるとき。
- (3) 災害、事故その他の非常事態により、ルーターの貸出ができないとき。
- (4) その他、館長が必要と認めるとき。

(免責)

第10条 ルーターの利用によって利用者に生じた損害及び他の利用者又は第三者との間に生じた紛争等について、市は一切の責任を負わない。

2 ルーターの貸出の遅滞、変更又は中止、利用者の通信機器のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他ルーターの利用に関連して発生した利用者の損害について、市は一切の責任を負わない。

3 利用者がルーターの利用を通じて得る情報の内容等については、市は一切保証しないものとする。

4 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

5 ルーターの利用に係る利用者の通信機器の設定は、利用者が行うものとする。通信の機器の機種、WEBブラウザ等によって、ルーターを利用できない場合があっても、教育委員会は一切責任を負わないものとする。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、ルーターの貸出及び利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年9月1日から適用する。